

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	41	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設（護岸、岸壁、物揚場）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>取得後5年間、固定資産税の課税標準額を</p> <p>（イ）南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設 1/2</p> <p>（ロ）（イ）以外の施設 5/6</p> <p>とする特例措置を3年間延長。</p>		
関係条文	<p>地方税法 附則第15条第30項</p> <p>地方税法施行令 附則第11条第32項</p> <p>港湾法 第2条第8項、第55条の3の4、第55条の3の5、第55条の8</p> <p>港湾法施行令 第9条～第9条の3、第17条の10</p> <p>港湾法施行規則 第27条の2～第27条の4</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第3条第1項</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第3条第1項</p> <p>首都直下地震対策特別措置法 第3条第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (▲5.4)</p> <p>[改正増減収額] - () (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にすることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害発生後の迅速な被災者支援や災害復旧には、海上からの緊急物資輸送やエネルギー物資輸送が重要な役割を果たすことになる。</p> <p>国、港湾管理者等が総力を挙げて非常災害時の港湾機能の確保に向けた取組を行っている中、港湾の護岸等については、その約4分の1は民有の施設が占めており、老朽化により耐震性が不足し、更新が必要なものが急増している。</p> <p>こうした中、平成23年の東日本大震災では、航路沿いの民有護岸等の損壊により土砂が流出した結果、航路が閉塞し、船舶の通行に支障をきたす事態が発生した。</p> <p>また、令和4年3月の福島県沖の地震では、航路の閉塞こそ起きなかったものの、岸壁や護岸等が多数損壊した。近時は、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害時の物資輸送に重要な役割を果たす航路の機能確保のためには、民有護岸等の耐震化の一層の促進が必要である。</p> <p>これまで、本特例措置による支援とともに、護岸等の地震に対する安全性に係る点検結果の報告徴収や港</p>		

	<p>湾管理者による立入検査等の取組により、技術基準への適合状況を確認し、民有護岸等の耐震改修を促してきたところである。</p> <p>加えて、技術基準に適合していない施設における耐震改修の実施やシミュレーションによる航路への影響調査等の、民間事業者による取組が行われてきたところである。</p> <p>一方で、民間事業者が耐震改修を実施するに当たっては、多額の資金を要することが事業活動に影響を及ぼす上、昨今の建設資材単価や人件費の高騰、物価高等を受けて、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、当初の想定どおりには耐震改修が進んでいない状況である。</p> <p>このため、耐震改修の努力義務に係る新たな措置を検討するとともに、本特例措置による支援を継続することにより、民有護岸等の耐震改修を促していくことが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>○「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）において、「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あり。</p> <p>○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月25日中央防災会議決定）において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。</p> <p>○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。</p> <p>○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（平成18年3月31日中央防災会議決定）において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。</p>
	政策の達成目標	耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震性を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47施設）のうち、耐震改修が必要となるもの（14施設（令和4年8月時点））について、耐震改修を完了する。
政策目標の達成状況	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47施設）のうち、耐震改修が必要となる施設数は、令和4年8月時点で14施設である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（適用件数） 令和5年度：0件 令和6年度：3件 令和7年度：2件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。</p> <p>また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和6年度に3施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p>

		達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置（法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	民間事業者の行う特別特定技術基準対象施設の耐震改良に対する無利子貸付制度（令和5年度要求額：港湾整備事業費2,896億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	無利子貸付制度は、民間事業者に対して改修の資金を供給することにより耐震改修を促進し、本特例措置は、当該無利子貸付を受ける者に対して適用され、耐震改修した護岸等の保有に係るコストを低減することにより耐震改修を促進するものである。 このように、両制度は一体となって特別特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に寄与するものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、耐震改修した施設の保有コストを低減することで、民間事業者に対し護岸等の耐震改修のインセンティブを与えるものであり、非常災害時の船舶の交通の確保を図るために必要不可欠である。 一方で、対象施設は、無利子貸付を受けて耐震改修を行う護岸・岸壁・物揚場に限定しており、必要最小限の措置となっている。



税負担軽減措置等の適用実績	(単位：百万円)		
	年度	適用件数 (適用事業者数)	減収額
	平成 29 年度	0	0
	平成 30 年度	0	0
	令和元年度	0	0
	令和 2 年度	0	0
	令和 3 年度	0	0
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用実績：平成 30 年度 0 千円 令和元年度 0 千円 令和 2 年度 0 千円</p>		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>平成 30 年度から令和 4 年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第 56 条の 5 第 3 項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47 施設）のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。</p> <p>(耐震改修が必要となる施設数の推移)</p> <p>平成 30 年度：47 施設 令和元年度：22 施設 令和 2 年度：18 施設 令和 3 年度：17 施設 令和 4 年度：14 施設</p> <p>以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 施設で耐震改修を実施したこと、 ・ 3 施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、 ・ 3 施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン（平成 30 年 6 月）」に基づくシミュレーションにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、 <p>が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点（令和 4 年 8 月）で、耐震改修が必要な施設数は残り 14 施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。</p> <p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。また、令和 4 年 7 月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和 6 年度に 3 施設、令和 7 年度に 2 施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が 14 施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p> <p>達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。</p>		

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>現行の技術基準に適合していない施設の改修を促進する。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高を受けて、民間事業者においては、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進んでいない状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成27年度 創設 平成30年度 拡充・延長 令和3年度 延長</p>